

令和6年能登半島地震に係る災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等の採択要件の緩和（特例措置）について

国土交通省は、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、別紙の概要のとおり採択要件を緩和するなどの特例措置を行うこととしました。

この特例措置により、放置すれば次期降雨や余震等で周辺の住家及び各種公共施設などに被害が拡大するおそれがある場合、自然斜面だけでなく人工斜面（宅地擁壁等）への崩壊防止対策についても、一定の要件を満たせば緊急的に実施できることとなります。

○災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 特例概要

< 現行 >

・自然斜面を対象

→

< 特例措置 >

・人工斜面（宅地擁壁等）も対象

・ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること（追加）

○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 特例概要

< 現行 >

・自然斜面を対象

→

< 特例措置 >

・人工斜面（宅地擁壁等）も対象

・ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること（追加）

（問い合わせ先）

水管理・国土保全局 砂防部 保全課

土砂災害対策室長 岩男 忠明（内線 36202）、課長補佐 山本 輝（内線 36242）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8470

土砂災害に関する情報は、砂防部HP：<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>